

## 小金井市グリーン購入基本方針

地球環境をどう守っていくのか、今、世界的な問題としてこのことが問われています。地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少等の地球環境問題に対処していくためには、特定の物質の排出を防ぐなどの対策だけでなく、社会経済活動そのものを環境への負荷の少ないものに変えていくことが求められています。

小金井市役所（以下「市」という。）は、市内最大の事業者であり、消費者です。自らの事業活動や消費活動が環境に対して負荷を与えることを認識し、全庁を挙げて環境に配慮した取り組みを積極的に進めることにより、日常業務活動から生じる環境負荷の低減を図らなければなりません。

そのため、市はグリーン購入、即ち環境配慮型製品の購入をさらに進めるため、小金井市グリーン購入基本方針を定め実行します。

### 1 目的

この基本方針は、市が職員の環境配慮意識の向上を図るとともに、環境に配慮した製品を購入することにより、事業活動や消費活動により発生する環境への負荷を軽減することを目的とする。

### 2 対象とする範囲

市における物品調達のうち、消耗品及び備品の購入、物件借上、印刷製本の発注等を対象とし、可能な限りグリーン購入ガイドラインを活用する。

### 3 環境に配慮した製品

この基本方針における環境配慮型製品とは、長期に使用できるもの、有害物質を使用しないもの、エネルギー消費の少ない製品など環境への負荷が少ない製品をいう。

### 4 グリーン購入ガイドラインの作成

物品調達を推進するための基準となるグリーン購入ガイドラインを作成する。このガイドラインは必要に応じて見直しをする。

### 5 物品調達の推進方法

- (1) 物品の購入又は印刷の発注に当たっては、必要性を考え適量を購入する。
- (2) 毎年度、環境に配慮した物品調達の現状を把握する。
- (3) 第三者機関の認定する環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク、ペットボトル再利用品マーク、国際エネルギースターロゴ等）を取得したものを選択す

る。

(4) 土木、建築材等については、用途に応じ、施工に支障のない範囲で、発生材や再生品を利用する。また、多摩の森林再生のために、多摩産木材の使用も考慮するものとする。

(5) 廃棄物の焼却灰を原料にする、エコセメント及び多摩川衛生組合で生成された溶融スラグの使用に努めるものとする。

## 6 施行

この基本方針は、平成13年1月16日から施行する。

## 7 一部改正

平成17年12月16日から一部改正し、施行する。

平成19年10月19日から一部改正し、施行する。

平成21年 7月 1日から一部改正し、施行する。